

平成27年度指定障害福祉サー ビス事業者等説明会

横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課
川崎市障害保健福祉部障害計画課
相模原市健康福祉局福祉部障害福祉サービス課
横須賀市福祉部指導監査課
神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課
平成27年4月7日・8日・9日

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の 基本的考え方

1 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービス適正実施等の観点からの所要の見直し。

平成27年度障害福祉サービス等の 報酬改定の概要

共通事項

福祉・介護職員処遇改善加算①

主な変更内容

○福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額12,000円相当分）を行うための新たな区分を創設

（福祉・介護職員 1人当たり）

- ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【新設】 …… 月額27,000円相当
- ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】 … 月額15,000円相当
- ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】 … 月額13,500円相当
- ・福祉介護職員処遇改善加算（Ⅳ）【旧加算（Ⅲ）】 … 月額12,000円相当

【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

＜キャリアパス要件＞

以下の要件をいずれも満たすこと

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を設けること。

＜職場環境等要件（※）＞※これまでの定量的要件が職場環境等要件に名称変更

職場環境等要件のうち、平成27年4月から実施する処遇改善の取組（予定）の記載が必要ただし、旧福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

福祉・介護職員処遇改善加算②

【計画書及び実績報告書】

<計画書>の見直し

計画書と（旧）キャリアパス要件等届出書の様式が一体化

※新しい様式をダウンロードして作成・提出

<賃金改善の見込額（賃金改善所要額）>の見直し

i 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額

ii 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額

を記載し、iからiiを引いたものを賃金改善の見込額（賃金改善所要額）とする。

その上で、賃金改善額が加算の見込額を上回るものとする。

【賃金水準引下げに係る届出】

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善部分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書を各指定権者に届け出ることとする。

※福祉・介護職員処遇改善特別加算に変更等はありません。

計画書及び実績報告書の提出にあたって①

- 特に次の点にご留意ください！

○賃金改善額

◆支給される加算を上回る賃金改善を実施することが本加算の要件

※賃金改善額が支給された加算額を下回る場合は、賃金改善実施期間内に一時金や賞与として支給

○賃金改善実施期間

※サービス提供月及び加算支給月は全事業所同じ（加算算定期間12ヶ月の場合）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
サービス提供月															
加算支給月															
賃金改善実施期間															
※次の4パターンのうち一つを選択 ※前年度及び次年度と期間の重複不可															

Diagram description: The table illustrates four scenarios for the implementation period of wage improvement relative to the service provision and payment periods. Scenario 1: Both periods start in April and end in June. Scenario 2: Service starts in May, payment ends in June. Scenario 3: Service ends in June, payment starts in July. Scenario 4: Both periods start in July and end in September.

計画書及び実績報告書の提出にあたって②

○賃金改善を行う方法（賃金改善の概要）

◆ 記載例を参考にできる限り具体的に記載

① 専従の管理者やサービス管理責任者に加算を充当していませんか？

※ 実際に直接支援を行っていても兼務として常勤換算に算入されていない場合は対象となりません（特別加算を除く）。

[原則、1人目のサビ管は兼務をしていても常勤換算に算入できないため充当不可
2人目以降のサビ管で生活支援員を兼務している場合は充当可]

② 賃金改善の方法が適切ですか？

※ 賃金改善及び法定福利費等（賃金改善による事業主負担の増加分のみ）以外には充当できません。

※ 会議の経費、物品の購入費などには充当できません。

③ 賃金改善実施期間との整合性がとれていますか？

例1) 平成27年4月から毎月の給与で改善している場合

→ 賃金改善実施期間は、平成27年4月～平成28年3月

例2) 平成27年12月と平成28年6月の賞与で改善している場

→ 賃金改善実施期間は、平成27年7月～平成28年6月

計画書及び実績報告書の提出にあたって③

【その他】

◆ 計画書の内容について、福祉・介護職員へ必ず周知してください。

◆ 事務処理手順(※)及び記載例を確認のうえ作成し、記載事項・代表者印の押印・必要書類の添付漏れなどがないか必ずご確認ください。

◆ 計画書は加算の算定を受ける年度の前年度2月末までに毎年提出してください。
※平成27年度は特例により4月15日まで（ただし確定しない場合は案を提出）

◆ 新たな事業所の追加や削除、加算の種類やキャリアパス区分に変更が生じる場合は前月15日までに変更の届出を忘れずに提出してください。

◆ 実績報告書の提出がない場合、本加算を全額返還していただく場合があります。

◆ 実績報告書のほか賃金台帳など算定根拠となる書類は、実地指導の際などに確認させていただくことがありますので大切に保管してください。

※「福祉・介護職員待遇改善加算及び福祉・介護職員待遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

福祉専門職員配置等加算

【対象サービス：日中活動系サービス、宿泊型自立訓練、共同生活援助、療養介護】

1. 変更内容

○ 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、新たな区分を創設。

- ・福祉専門職配置等加算（Ⅰ）【新設】
- ・福祉専門職配置等加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】
- ・福祉専門職配置等加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】

2. 基本報酬単位

（Ⅰ）社会福祉士等の割合が35%以上 → ①15単位／日 ②10単位／日

（Ⅱ）社会福祉士等の割合が25%以上 → ①10単位／日 ②7単位／日

（Ⅲ）常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 → ①6単位／日 ②4単位／日

※①生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

②療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助

3. ポイント

複数事業所を兼務する常勤の職員は、1週間の勤務時間の2分の1を超えて従事した場合に常勤として評価されます。2つの事業所で勤務した時間が半分ずつの場合は、片方のみ算定してください。

食事提供体制加算

【対象サービス：日中活動系サービス、短期入所、宿泊型自立訓練、重度障害者等包括支援】

1. 変更内容

○ 平成27年3月31日までとなっていた時限措置について、平成30年3月31日まで延長。

○ 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。

※重度障害者等包括支援において短期入所を提供する場合についても同様の措置

2. 基本報酬単位

○日中活動系サービス：42単位／日→ 30単位／日

○短期入所・宿泊型自立訓練： 68単位／日→ 48単位／日

※重度障害者等包括支援： 68単位／日→ 48単位／日

3. ポイント

食事提供体制加算は人件費分を評価した加算であるため、食材費については利用者負担となります。人件費分を低所得者に求めることはできません。

栄養マネジメント加算

【対象サービス：施設入所支援】

1. 変更内容

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
→ 経過措置終了後は、常勤の管理栄養士を1名以上配置。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引き上げ。

2. 基本報酬単位

○ 栄養マネジメント加算10単位／日 → 12単位／日

3. ポイント

調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、本加算を算定できません。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

【対象サービス：訪問系、短期入所、相談系以外の全てのサービス】

1. 変更内容

- コミュニケーション等に重大な支障がある視覚・聴覚言語障害者に対する生活の支援を適切に評価する観点から、算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのほか、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大

2. 基本報酬単位

○ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日

3. ポイント

重度の視覚・聴覚言語障害者の実利用者数が30%以上、かつ、配置基準に加え専ら視覚障害者等との意思疎通に関する専門性を有する従業者を一定数加配していること。
※施設入所支援の場合、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要です。

送迎加算

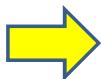
【対象サービス：日中活動系サービス】

1. 変更内容

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。
- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。（事前に利用者と合意の上、特定の場所をあらかじめ定めておく必要があります。）
- 宿泊型自立訓練に係る送迎加算については廃止。

2. 基本報酬単位

【旧】
送迎加算27単位／回
①1回平均10人以上が利用
②週3回以上の送迎
③都道府県知事が必要と認めていた基準



【新】
送迎加算Ⅰ 27単位／回
従来要件の①かつ②を満たすこと
送迎加算Ⅱ 13単位／回（新設）
従来要件の①又は②のどちらかを満たすこと

3. ポイント

- 「平均10人以上」は当月の実績に基づきます。
- 事業所外で支援を行った場合でも、活動場所から居宅等への送迎は算定対象となります。

基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）について、新たに基準該当サービスの対象に追加。（報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。）

※ 該当サービス：基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス

サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置

○サービス管理責任者

- ・平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
- ・指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。

物価動向の反映

○前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直しを行う。

地域区分について

○障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回は見直しを行わない。

個別サービスの主な改定事項

1. 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通的事項① 【居宅介護、同行援護、行動援護】

○ 特定事業所加算（Ⅳ）【新設】

→ 所定単位数の5%を加算

中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。

ポイント

※重度訪問介護は含まれていません。

特定事業所加算（Ⅳ）要件（以下のいずれにも適合する場合に算定）

体制要件

- ・すべてのサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。
- ・従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ・サービス提供責任者と従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。
- ・従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。
- ・緊急時等における対応方法を利用者に明示している。
- ・新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施している。

人材要件

- ・基準上配置する常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準を1人以上上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置している。

重度障害者対応要件

- ・前年度又は前3月の期間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喫煙吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上であること。

訪問系サービスにおける共通的事項② 【居宅介護、同行援護、行動援護】

※重度訪問介護は含まれていません。

従前の配置基準の見直しが行われ、

常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすること
ができることとなりました。

ポイント1

サービス提供責任者の業務に主として従事する者とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であることとなっています。

ポイント2

サービス管理責任者が行う業務が効率的に行われている場合とは、利用者情報について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で情報共有することが可能なこと等とされています。

居宅介護①

○基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。

居宅介護②

○ 福祉専門職員等連携加算【新設】

利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業者等、社会福祉士等（※）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づいたときに評価される加算です。初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間3回を限度として算定する加算です。

※サービス事業者、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者

ポイント1

福祉専門職員等連携加算については、相談支援事業所の社会福祉士等が利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合、相談支援事業所の本来の業務となることから、算定対象外となります。

ポイント2

アセスメント表は資料2（報酬改定に関するQ&A内）の64ページに記載されています。

重度訪問介護①

○ 重度障害者への支援の充実

重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【旧】

障害支援区分6の場合100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算



【新】

障害支援区分6の場合100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算

○ 行動障害支援連携加算【新設】

→ 584単位／回（サービス初日から起算して30日間で1回を限度）

サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。

ポイント

行動障害支援連携加算は、支援計画シート等を作成した者におけるサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者とサービス提供責任者が同一人の場合は、算定できません。なお、同一事業者であっても、作成者とサービス提供責任者が同一人でない場合は、算定できるものとされています。

重度訪問介護②

○ 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験（重度訪問介護従業者として6,000時間以上）規定を設定。

ポイント

特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件

【見直し後】

指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、旧1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であることとなります。

※関係告示に規定されます。

行動援護①

○ 行動障害支援指導連携加算【新設】

→ 273単位／回（重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度）

支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

ポイント

行動障害支援指導連携加算は、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成するまでの指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者とサービス提供責任者が同一人の場合は、算定できません。なお、同一事業者であっても、作成者とサービス提供責任者が同一人でない場合は、算定できるものとされています。

○ 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】

→ 所定単位数の5%を減算

支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。

行動援護②

○ 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し

行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。

ポイント

行動援護ヘルパーの要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定します。ただし、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあっては、平成30年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなします。

サービス提供責任者の要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとします。ただし、平成30年3月31日までの間に限り、居宅介護事業所等のサービス提供責任者の資格要件のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有することで足りるものとします。

行動援護③

○ 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

ポイント

特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件

【見直し後】

指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であることとなります。

※関係告示に規定されます。

2. 生活介護・施設入所支援・短期入所・療養介護

生活介護①

○ 基本報酬の見直し

支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。（見直しに際しては、事業所規模等に配慮）

○ 開所時間減算

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

<p>【旧】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算</p>		<p>【新】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算 開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算</p>
---	--	---

ポイント

『開所時間』＝『営業時間』ですが、運営規程に定める営業時間に送迎のみを実施する時間を含むことはできません。

生活介護②

○ 常勤看護職員等配置加算【新設】

看護職員（保健師・看護師・准看護師）を常勤換算で1以上配置している事業所を評価。

利用定員が20人以下の場合28単位／日
利用定員が21人以上40人以下の場合19単位／日
利用定員が41人以上60人以下の場合11単位／日
利用定員が61人以上80人以下の場合8単位／日
利用定員が81人以上の場合6単位／日

ポイント

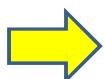
常勤看護職員等配置加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定される加算です。要件を満たしていない単位については加算は算定できません。

施設入所支援①

○ 重度障害者支援加算

夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価。

【旧】
重度障害者支援加算（Ⅱ）
10単位／日～735単位／日
人員配置体制加算の算定状況や支援区分等を踏まえ算定
※ 加算算定開始から90日以内の期間について700単位／日を加算



【新】
重度障害者支援加算（Ⅱ）
① 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合（体制加算）→7単位／日

② 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合（個人加算）→180単位／日

※ 加算算定開始から90日以内の期間で、個別の支援を行った日→700単位／日を加算
※ 従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をすることで、研修を受けた職員以外の配置でも算定を可能とする

施設入所支援②

ポイント1

サービス管理責任者が実践研修を修了し適切な支援計画シート等の作成を行う場合、指定基準上配置すべき職員に加えて配置をする必要はありません。

ポイント2

基礎研修修了者については、指定基準及び生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて1日4時間程度配置する必要があります。その時間については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含むことはできません。

ポイント3

支援計画シート等を作成する者と実際に支援を行う者は同じ人でも差し支えありませんが、個別の支援の評価については、1日4時間程度の支援を行う者を配置する必要があり、支援計画シート等の作成に要する時間はその時間に含むことはできません。

ポイント4

支援計画シート等は個別加算の対象となる入所者分のみで差し支えありませんが、本来の趣旨を踏まえると、強度行動障害を有する者の支援のため、全員分の計画シート等を作成することが望ましいです。

ポイント5

研修受講計画については、遅くとも経過措置が終了する平成30年3月31日までに修了する計画とする必要があります。また、加算を算定するためには、変更の都度及び毎年度計画を提出する必要があります。

短期入所①

加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価に重点化

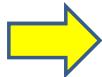
○ 緊急短期入所体制確保加算

【旧】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5／100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90／100以上
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない



【新】

緊急短期入所体制確保加算

→40単位／日

(算定要件)

- ・利用定員の5／100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90／100以上

ポイント

加算の算定に当たっては過去3月間の受入実績が求められていましたが、今回の改定により、空床を確保している事業所については過去の緊急短期入所受入加算実績に関係なく加算を算定できます。

短期入所②

○緊急短期入所受入加算

【旧】

緊急短期入所受入加算（Ⅰ）

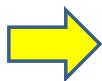
→60単位／日

緊急短期入所受入加算（Ⅱ）

→90単位／日

(算定要件)

- ・緊急短期入所体制確保加算を算定
- ・介護者が急病等の場合（7日又は14日を限度として算定）
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない



【新】

緊急短期入所受入加算（Ⅰ）

→120単位／日

緊急短期入所受入加算（Ⅱ）

→180単位／日

(算定要件)

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を行った場合に、利用を開始した日に限り（1日限り）、当該緊急利用者のみに対して算定。

ポイント

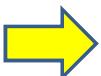
居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により受け入れた場合とは、やむを得ない理由により、急な利用を受け入れた場合に算定できるものであり、家族の旅行等で緊急性が認められない理由については、例え当日に連絡があった場合であっても算定の対象とはなりません。

短期入所③

○ 重度障害者支援加算

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、従来の重度障害者支援加算に追加して加算。

【旧】
重度障害者支援加算
→50単位／日
(算定要件)
重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供



【新】
重度障害者支援加算
→50単位／日
(算定要件)
重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供
※ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等による支援の場合、強度行動障害を有する者に対して10単位を加算

ポイント1

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等を事業所が配置していたとしても、実際に加算の対象となる強度行動障害を有する者を受け入れて、支援を行わなければ算定はできません。

ポイント2

指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置をもとめるものではありません。

短期入所④

○ 単独型加算

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く。）で、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、従来の単独型加算（320単位／日）に追加して加算（100単位／日）。

ポイント

単独型加算における18時間以上の支援の評価については、利用者が福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定する日において、利用者が日中活動を早く切り上げて戻ってきた場合等に、短期入所事業所における支援が長時間に渡る場合について一定の評価を行います。支援時間については就寝時間も含めて差し支えありません。
ただし、入所日、退所日、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定する日は、評価の対象外となります。

療養介護

○ 基本報酬の見直し

経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。（見直しに際しては、小規模事業所に配慮）

3. 共同生活援助・自立訓練

共同生活援助①

○ 基本報酬の充実

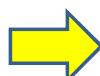
重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実。

○ 夜間支援等体制加算

夜間における少人数の利用者に対する支援を適切に評価するため、夜間支援等体制加算（Ⅰ）において1人の支援者が3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。

【旧】

夜間支援等体制加算（Ⅰ）
夜間支援対象利用者が4人以下
→336単位／日
※月単位で算定



【新】

夜間支援等体制加算（Ⅰ）
夜間支援対象利用者が2人以下
→672単位／日
夜間支援対象利用者が3人
→448単位／日
夜間支援対象利用者が4人
→336単位／日
※日単位で算定

ポイント

- ・日単位で夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定することが可能となりました。
(共同生活住居ごとに同一日に算定できるのは一つのみ。)
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の夜間従業者が、同日に別の共同生活住居で（Ⅲ）を算定できません。

共同生活援助②

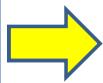
○ 重度障害者支援加算

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件等を見直し。

【旧】
重度障害者支援加算
→45単位／日
(算定要件)

- ①重度の障害者が2人以上いる事業所であること
- ②生活支援員を加配していること

◎事業所の全ての利用者について算定する



【新】
重度障害者支援加算
→360単位／日

(算定要件)

- ①重度の障害者が1人以上いる事業所であること
- ②生活支援員を加配していること
- ③サービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修（実践）等を受講していること（経過措置期間あり）
- ④実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること
- ⑤生活支援員の20%が強度行動障害支援者養成研修（基礎）等を受講していること。（経過措置期間あり）

◎事業所の重度障害者についてのみ算定する

ポイント

- ・従来の重度障害者支援加算は要件を満たした場合、事業所の全ての利用者について算定できましたが、改定後は対象の利用者、個人単位での加算となります。
- ・強度行動障害支援者養成研修等の受講が必要となります。（経過措置あり）

強度行動障害支援者研修等受講に係る経過措置について

【算定要件①】

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修を受講していること

<研修>

- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
- ・行動援護従業者養成研修
- ・喀痰吸引等研修（第一号または第二号）

【経過措置】（平成30年3月31日まで）

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、年度内に上記研修を受講する計画を都道府県に届け出ることで、届出月から算定可能。

【算定要件②】

生活支援員のうち20%以上が以下の研修を受講していること

<研修>

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- ・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程
- ・行動援護従業者養成研修
- ・喀痰吸引等研修（第一号または第二号または第三号）

【経過措置】（平成30年3月31日まで）

以下について、毎年度都道府県知事へ届け出ること

- 1 平成27年度：生活支援員のうち10%以上が年度内に上記研修を受講する計画書
- 2 平成28年度：生活支援員のうち20%以上が年度内に上記研修を受講する計画書
- 3 平成29年度：すでに生活支援員のうち10%以上が上記研修を受講済みであり、かつ残り10%以上が年度内に上記研修を受講する計画書

共同生活援助③

○ 日中支援加算（日中支援加算（Ⅱ））

日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

従来において算定対象となっている、生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、新たに介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアについても算定対象に追加。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費（Ⅱ）、生活訓練サービス費（Ⅱ）の基本報酬を見直し。

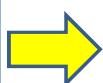
○ 機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）の算定要件の緩和

通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定要件を見直し。

○ 生活訓練サービス費（Ⅱ）の利用期間の緩和

【旧】
(算定要件)

訪問開始日から起算して180日間ごとに
50回かつ月14回を上限として算定する
ことができる



【新】

(算定要件)

訪問開始日から起算して180日間ごとに50
回を上限として算定することができる

宿泊型自立訓練

○ 夜間防災・緊急時支援体制加算（廃止）→ 夜間支援等体制加算（新規）

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることを踏まえ、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直しを実施。

*考え方は、共同生活援助の夜間支援等体制加算と同様。

- 【旧】※同一日の併算定が可
・夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）
→12単位／日
夜間に防災体制を確保した場合に算定
・夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）
→10単位／日
夜間に常時連絡体制を確保した場合に算定



- 【新】※同一日の併算定は不可
・夜間支援等体制加算（Ⅰ）
→46～448単位／日
夜間に夜勤を配置した場合に利用者数に応じて算定
・夜間支援等体制加算（Ⅱ）
→15～149単位／日
夜間に宿直を配置した場合に利用者数に応じて算定
・夜間支援等体制加算（Ⅲ）
→10単位／日
夜間に防災体制又は常時連絡体制を確保した場合に算定

ポイント

- ・1日の活動終了時刻～開始時刻（22時～翌5時は最低限含む）
- ・1人の夜間支援従業者は利用者30人まで支援可

○ 日中支援加算の見直し→「共同生活援助」を参照

4. 就労系サービス

就労移行支援①

○ 就労定着支援体制加算【新設】

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労定着実績には含まない。

- ・就労継続期間が6月以上12月末満の利用者の場合利用定員に占める割合に応じて、29~146単位／日を算定
- ・就労継続期間が12月以上24月末満の利用者の場合利用定員に占める割合に応じて、25~125単位／日を算定
- ・就労継続期間が24月以上36月末満の利用者の場合利用定員に占める割合に応じて、21~105単位／日を算定

ポイント

- ・加算を算定しようとする年度の前年度において、当該前年度の利用定員のうち、就労定着期間が6月以上12月末満、12月以上24月末満又は24月以上36月末満の者の占める割合が、それ一定以上の場合に算定するものです。
- ・前年度途中に定員を変更した際は、各月の利用定員を足して得た数を12で除して得た数を利用定員とします。
- ・前年度において、企業等に就職した後、6月を経過する日及び12月を経過する日の両日がある場合、当該加算では6月を経過した日及び12月を経過した日までの定着支援を評価することから、当該定着者について両期間の就労定着者の割合の算出に含めて差し支えありません。

就労移行支援②

<就労定着支援体制加算の具体的な算定方法>

【例】

前年度の利用定員が30人の就労移行支援事業所において、6月以上12月末満の就労定着者が11人、12月以上24月末満の就労定着者が7人、24月以上36月末満の就労定着者が6人の場合

① $11 \div 30 \times 100 = 37\%$ （少数点以下四捨五入）

よって、6月以上12月末満の定着者が占める割合は37%となり、102単位の加算となる。

② $7 \div 30 \times 100 = 23\%$ （少数点以下四捨五入）

よって、12月以上24月末満の定着者が占める割合は23%となり、41単位の加算となる。

③ $6 \div 30 \times 100 = 20\%$

よって、24月以上36月末満の定着者が占める割合は20%となり、34単位の加算となる。

以上のことから、就労定着支援体制加算として算定できるのは、

①102単位 (37%) + ②41単位 (23%) + ③34単位 (20%) = 177単位

となり、1日につき利用者1人当たり177単位が加算される。

就労移行支援③

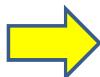
○一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を新たに創設。

※（平成27年4月1日以降においては）就労継続支援A型に移行した利用者は、就労移行実績及び就労定着実績には含まれない。

【旧】

- ・過去3年間就労定着者が0人の場合
所定単位数の85%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0人の場合
所定単位数の70%を算定



【新】

- ・過去2年間就労移行者が0人の場合
所定単位数の85%を算定
- ・過去3年間就労定着者が0人の場合
所定単位数の70%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0人の場合
所定単位数の50%を算定

ポイント

過去2年間の就労移行者については、定着者ではなく移行者ということに注意してください。

○移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件の見直し

多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和。

【旧】

- 移行準備支援体制加算（Ⅱ）
(算定要件)
就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。



【新】

- 移行準備支援体制加算（Ⅱ）
(算定要件)
就労支援単位ごとに実施すること。
※1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援A型①

○短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し（平成27年10月施行）。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。※従前の基準は平成27年9月30日までの取扱いとなります。

事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間（1日当たり）に応じて、所定単位数の30%～90%を算定する。

- ・平均利用時間が1時間未満 100分の30
- ・平均利用時間が1時間以上2時間未満 100分の40
- ・平均利用時間が2時間以上3時間未満 100分の50
- ・平均利用時間が3時間以上4時間未満 100分の75
- ・平均利用時間が4時間以上5時間未満 100分の90

ポイント

- ・平均利用時間は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去3月間の延べ利用時間を直近の過去3月間の延べ利用人数で除して算出します。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間利用（1日の利用時間が5時間未満の利用のことをいう。以下同じ。）となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないこととなります。なお、短時間利用となってしまった事由について事業所が所在する県、政令市、中核市に届け出ることとなっています。
- ・利用時間は、雇用契約に基づく労働時間だけでなく、休憩時間や昼食時間、サービス管理責任者等との面談に要する時間等を含みます。ただし、有給休暇の取得や遅刻・早退などによりサービス利用のない時間、送迎に要する時間等は含まれません。

就労継続支援A型②

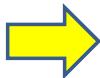
○ 重度者支援体制加算（Ⅲ）の廃止

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算（Ⅲ）を廃止。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し

就労移行支援の「移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件の見直し」を参照。

【旧】
移行準備支援体制加算（Ⅱ）
(算定要件)
就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一體的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。



【新】
移行準備支援体制加算（Ⅱ）
(算定要件)
就労支援単位ごとに実施すること。
※ 1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援B型①

○ 目標工賃達成加算の見直し

工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、これまでの目標工賃達成加算の算定要件等を見直し。

- ・目標工賃達成加算（Ⅰ）69単位／日（新設）
(算定要件)（全てに該当する場合に算定）
 - ①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上
 - ②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
 - ③前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上（経済状況等による低下を除く）
 - ④工賃向上計画を作成していること

ポイント

- ・目標工賃達成加算に新たに追加された要件として、「前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えていること」とされているため、過去2年度の工賃実績がない事業所においては当該加算を算定できません。（事業開始年度の翌々年度からでないと当該加算は算定できません。）
- ・目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算では、工賃向上計画の作成が要件となる一方で、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針においては、事業所における工賃向上計画作成期限は平成27年5月末までとなっているため、平成27年5月末までに計画を策定した事業所の場合、さかのぼって平成27年4月分から加算の算定が可能です。
- ・ただし、6月以降に当該計画を作成し都道府県に提出した事業所については、提出のあった月からの算定となります。

就労継続支援B型②

- ・目標工賃達成加算（Ⅱ）59単位／日
(算定要件) (全てに該当する場合に算定)
①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上
②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
③前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上（経済状況等による低下を除く）
④工賃向上計画を作成していること

ポイント

- ・これまでの目標工賃達成加算（Ⅰ）の算定要件と類似した内容です。
(ただし、前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上という規定が追加されています。)

- ・目標工賃達成加算（Ⅲ）32単位／日
(算定要件) (全てに該当する場合に算定)
①前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均工賃以上（※）
②前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上（経済状況等による低下を除く）
③工賃向上計画を作成していること
(※) 都道府県内の工賃実績が上位25%の事業所及び下位25%の事業所を除いて算出

ポイント

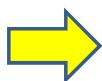
- ・これまでの目標工賃達成加算（Ⅱ）の算定要件と類似した内容です。
(ただし、前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上という規定が追加されています。)

就労継続支援B型③

○ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件等を見直し。

【旧】
目標工賃達成指導員配置加算
・利用定員20人以下の場合81単位／日
(算定要件)
就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定する事業所で、目標工賃達成指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること



【新】
目標工賃達成指導員配置加算
・利用定員20人以下の場合89単位／日
(算定要件)
就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定する事業所で、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

○ 重度者支援体制加算（Ⅲ）の廃止

就労継続支援A型の「重度者支援体制加算（Ⅲ）の廃止」を参照。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し

就労移行支援の「移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件の見直し」を参照。

5. 相談支援・地域相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

○ 特定事業所加算【新設】 → 300単位／月

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

○ 初回加算【新設】 → 500単位／月（障害児相談支援のみ）

保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価。

○ モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施。

ポイント

○ 特定事業所加算の算定要件について（次のすべてを満たすこと）

- 1 少なくとも常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置
そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了
- 2 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（週1回程度）に開催
- 3 24時間連絡体制（常時、携帯電話等で連絡・相談に応じる体制）を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保
- 4 新規に採用したすべての相談支援専門員に対して、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修の実施
- 5 支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を実施
- 6 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

地域移行支援

○ 初回加算【新設】 → 500単位／月

サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る事業所の業務負担を評価。（サービスの利用開始月に算定）

○ 障害福祉サービスの体験利用加算の見直し

評価利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用が行なえるよう、利用期間の制限を廃止。
(支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止)

○ 体験宿泊加算（I）及び（II）の見直し

評価利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に体験宿泊が行なえるよう、利用期間の制限を廃止。
(支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止)

6. その他

介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書（体制届）
福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書の掲載箇所

＜掲載箇所＞

- 介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書（体制届）
 - ・届出の提出にかかる通知に記載されています。（所管ごとに違います。）

- 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書
 - ・障害福祉情報サービスかながわ（らくらく）トップページ→書式ライブラリ
→6お知らせ（県内共通）→3福祉・介護職員処遇改善加算に関するお知らせ

体制届の提出期限について

○平成27年4月15日（水）締切【必着】

※処遇改善（特別）加算の届出についても
同様です。

平成27年4月サービス提供分の請求 にかかる主なスケジュール

○5月1日 請求期間開始

○5月7日 仮点検（結果をもとに必要に応じて請求の修正をしてください。）

○5月10日 請求期間最終日（全国標準：24:00まで）
（かながわ：17:00まで）

○5月11日 受付点検

※請求にかかる毎月の事業所スケジュールについては、[かながわシステムの掲示板](#)からダウンロードできます。

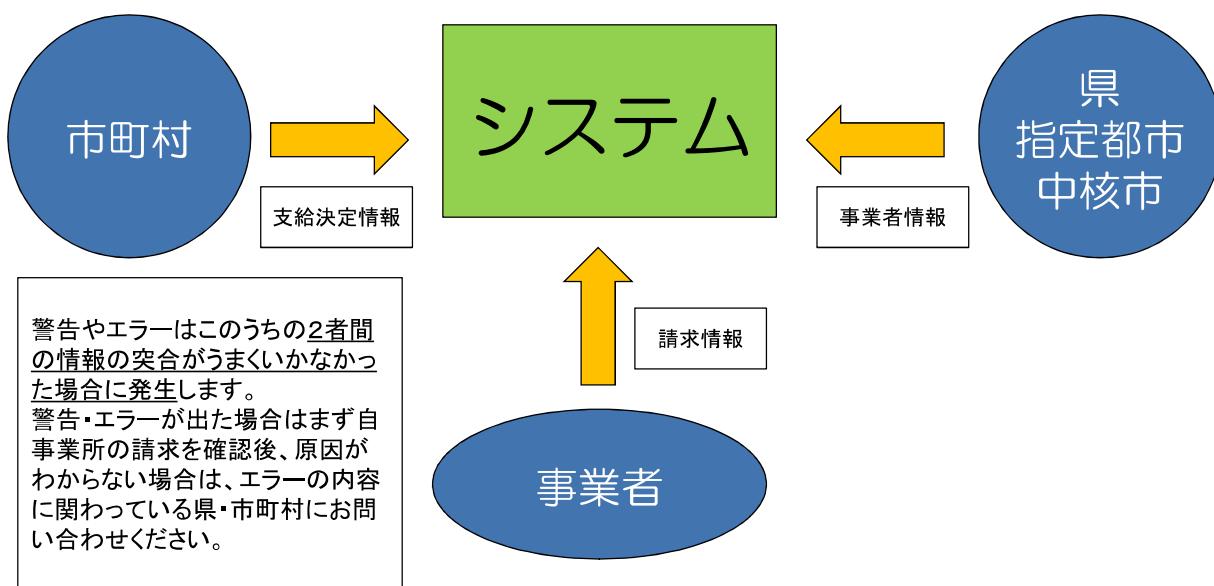
平成27年4月サービス提供分の請求 の際の注意点

- 制度改正に伴う請求ソフトのバージョンアップをします。（簡易入力システムは半自動で行われる予定です。バージョンアップの方法は請求ソフトにより異なります。）
- 平成27年度の地域区分を間違えないように気をつけてください。（例年、前年度の地域区分で請求して全件エラーになる例があります。）
- 届出の必要な体制加算については、4月15日までに提出される体制届（処遇改善加算含む）で届け出た内容と同じ加算を請求してください。（例年、届出と異なる加算の請求をして警告やエラーになる例があります。）
- 5月7日の仮点検結果で請求に誤りがないか確認して、請求誤りがある場合は修正してください。（例年、仮点検結果でエラーになっていても修正をしないで処置した結果エラーとなり、報酬が支払われない例があります。）

請求における警告・エラーの仕組みについて

(1) 請求における警告・エラーは、①事業所の請求情報、②市町村の支給決定情報、③県・指定都市・中核市の3者が送る事業者情報の突合がうまくいかなかった時に発生します。

突合(とつごう)…突き合わせること



点検結果の警告・エラーのお問い合わせ

＜請求事務に係る県からのお願い事項＞

請求の警告・エラーに係る問い合わせは、

事業所番号、サービス種類、請求年月、提供年月、システム名称（標準 or かながわ）

エラーコード、エラー内容、処理年月日（いつの点検）、エラー項目値

を確認の上、ご連絡ください。円滑に情報を共有することができます。

エラー／警告の別	エラーコード	エラー内容	エラー項目値
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816, J12
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816, J12
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816, J12
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816, J12
エラー	EF15	受付: 処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	246665, J12
警告	PB07	※ 受付: 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません	246665, J12
エラー	EF15	受付: 処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	246665, J12
警告	PB07	※ 受付: 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません	246665, J12
警告	PB05	※ 受付: 送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591, J12
警告	PB05	※ 受付: 送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591, J12
警告	PB05	※ 受付: 送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591, J12

サービスコード表とかながわシステム操作マニュアル

○サービスコード表

「介護給付費等単位数サービスコード（平成27年4月施行版）」

（厚生労働省のホームページからダウンロードできます。）

※前スライドの場合は、 エラー項目値 = サービスコード

○「かながわ自立支援給付費等支払システム」操作マニュアル

（かながわシステムの掲示板よりダウンロードできます。）

5月請求の際、神奈川県において多く見られた警告

【例外】

次の加算については、合算定員ではなく各サービスの定員で報酬区分を算定します。

- ①生活介護…人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算(新規)
- ②施設入所支援…夜勤職員配置体制加算
- ③就労継続支援A型…重度者支援体制加算
- ④就労継続支援B型…重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算

<参考>多機能型の目標工賃達成指導員配置加算の算定例

サービス種類	定員	算定する報酬区分 (基本)	目標工賃達成指導員配置加算
生活介護	15人	21人以上40人以下	—
就労継続支援B型	20人		20人以下

国庫負担基準の見直し

- 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。（訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ）
- 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。
国庫負担基準の平均額11.9万円→12.5万円(+5.0%)

補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【旧】基準費用額58,000円→【新】基準費用額53,500円

現在の受給者証に記載されている改定前の基準費用額（58,000円）を基に算定された改定前補足給付費額を、改定後の基準費用額（53,500円）を基に算定された改定後補足給付費額に読み替えてご対応ください。

<対応内容>

○食費・光熱水費の見直し

月あたりの食費・光熱水費を改定後基準費用額（53,500円）以内で定める。

○運営規程等の変更及び変更届出書の提出

変更届出書の変更年月日は平成27年4月1日とし、運営規程とともに所管へ提出してください。

○利用者、ご家族及び後見人等への説明等

平成27年度以降の特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型利用に係るアセスメントの取扱いについて①

○平成27年3月31日までの就労継続支援B型の利用対象者

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された者
- ③ ①及び②に該当しない者で、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ④ 上記①②③に該当しない者であって、~~地域に一般就労の場や就労継続支援A型の事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者~~

~~（平成27年3月31日までの経過措置）~~

・平成27年4月1日以降は、④の経過措置が終了し、②の「就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された者」が修正されます。

平成27年度以降の特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型利用に係るアセスメントの取扱いについて②

○平成27年4月1日以降の就労継続支援B型の利用対象者

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、（※）就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

※就労移行支援事業者等・・就労移行支援事業所
障害者就業・生活支援センター
ポイント

このため、上記①、②のいずれにも該当しない者が就労継続支援B型事業の利用を希望する場合は、利用に先立ち、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受ける必要があります。

平成27年度以降の特別支援学校卒業者等の就労継続支援 B型利用に係るアセスメントの取扱いについて③

○平成27年3月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「平成27年度以降の就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの取扱い及び当該アセスメントに係るマニュアルの送付について」において、平成27年3月末までの経過措置の新たな取扱いや予定どおり平成27年3月末で廃止されることについて示されました。また、同時に送付された「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」においては、就労アセスメントに係る各支援機関の連携による就労支援や連携体制の構築等が示されたところです。

【当該資料掲載箇所】

障害福祉情報サービスかながわ（らくらく）トップページ
→書式ライブラリ→1 神奈川県からのお知らせ
→1-2 厚労省からのお知らせ

平成27年度以降の特別支援学校卒業者等の就労継続支援 B型利用に係るアセスメントの取扱いについて④

○「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」イメージ



平成27年度以降の特別支援学校卒業者等の就労継続支援 B型利用に係るアセスメントの取扱いについて⑤

各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル抜粋

○就労アセスメント実施機関

- ・就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントは、原則として就労移行支援事業所が行うこととなっています。
- ・ただし、地域の状況や利用者の事情等により就労移行支援事業所によるアセスメントを行うことが困難な場合は、例外的に障害者就業・生活支援センターがアセスメントを行うことも可能とされています。

○標準的な就労アセスメント実施期間

- ・就労移行支援事業所等によるアセスメントの標準的な実施期間は、約1ヶ月間です。（詳しくは「就労移行支援事業所によるアセスメント実施マニュアル」に記載される予定です。）
- ・ただし、地域的な事情や家族の状況等により標準的なアセスメント実施期間の確保が困難な場合は、実施期間を短縮することも可能です。

※そのため、地域の事情や個別の事情等により扱いが若干異なります。

平成27年度以降の特別支援学校卒業者等の就労継続支援 B型利用に係るアセスメントの取扱いについて⑥

○「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」は、就労移行支援事業所等によるアセスメントの目的や活用方法、各支援機関の連携による就労支援や連携体制の構築等について取りまとめたものであり、就労移行支援事業所等によるアセスメントの具体的な実施方法や必要なアセスメント項目の例示等については、別途お示しするとされています。

○今後厚生労働省から発出が予定されているもの

- ・「就労移行支援事業所によるアセスメント実施マニュアル」
- ・「障害者就業・生活支援センターモデル事業報告書」

（発出され次第障害福祉情報サービスかながわにてお知らせする予定です。）

強度行動障害支援者養成研修について

【研修目的】

- 行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られている。
- このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(以下「基礎研修」という。)事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(以下「実践研修」という。)事業を実施することとする。

※強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)一部抜粋

【平成27年度 神奈川県 強度行動障害支援者養成研修実施予定(案)】

(1)基礎研修

障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする

区分	実施回数	定 員	研修日数	開催時期
全 県	2回	200	2日間(予定)	調整中

(2)実践研修

基礎研修を修了した者のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする

区分	実施回数	定 員	研修日数	開催時期
全 県	1回	100	2日間(予定)	調整中

事業所及び施設での事故報告について

事業所及び施設で発生した事故については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱い要領」及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児入所施設等の事故報告取扱い要領」に基づき県に報告をいただいているところですが、電話での第一報を入れた上で、郵送による事故報告書の提出を求めています。電話での第一報の後に、事故報告書の提出も速やかに行っていただきますよう、今一度ご留意いただき、貴法人職員等への周知をよろしくお願ひいたします。

※なお、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀に所在する事業所については、各市で定める取り扱いについてもご確認ください。

【参考】※下記通知内に、事故報告取扱い要領が掲載されています。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告について(通知)」(平成26年4月8日障サ第16号)
(障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>6. お知らせ(県内共通)>1 お知らせ>事故報告の取扱いについて(指定障害福祉サービス事業者等)① に掲載)

- 「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児入所施設等の事故報告の取扱いについて(通知)」(平成26年4月8日障サ第17号)
(障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>6. お知らせ(県内共通)>1 お知らせ>事故報告の取扱いについて(児童福祉法関連事業所・施設)③ に掲載)